

愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会内規

(団体)

第1条 愛媛県クラブ陸上競技連合は、愛媛県内の地域ランニング愛好者で構成される団体である。

(内規目的)

第2条 この内規は、愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会の運営に関し、その細部を制定することを目的とする。

(適応範囲)

第3条 この内規に適する者は、大会の参加資格者とする。

(参加資格)

第4条

1. 大学生・高校生(今年度卒業予定者も含む。)を除く一般ランニング愛好者。但し、夜間学生・通信生・専門学校生・大学院生及び研究生で学校登録・学連登録をしていない者は可。
2. 愛媛県内に現在在住し、且つ住民票を証せる者であること。
3. 実業団在籍選手は不可。(実業団登録を解除してから次年度、ブランクを置く。)注:実業団とは、日本陸連団体登録区分が実業団、または地区実業団連盟登録者
4. 愛媛駅伝(一本松～宇和島, 今治～松山)に申込みした者は、その所属団体で出場すること。所属団体外の者は出場出来ない。
5. 年度内のクラブの移籍は、原則としてできない。
6. 県外登録者が転入してきた場合、大会前6ヶ月以上居住していること。

(チーム編成)

第5条

1. チーム名称は、会社名、事業所名、店名は使用できない。チーム名称は、A・B・Cも含め10文字以内とする。公共機関名は、かまわない。ただし、後に〇〇〇クラブ・〇〇〇会等ランニングに関連する名称とする。愛媛駅伝出場チームは、そのチーム名の変更を認めない。(別表参照)
2. チーム組織は、市・郡・町以内の範囲でチーム編成する。
 - イ. 同郡, 市町で2チーム以上の編成も構わない。
 - ロ. 在住する地域にチーム無き場合は、原則として一番近接するチームに入ること。
3. 2の項以外に、高校出身または出身地を同じくする者で、現住所が離れていてもそれらのチームに加入する事ができる。

4. 会社組織の愛好者チームは、原則として同一会社内でチーム編成をする。
 - イ. 同一会社で職場が県内全域にある場合、東・中・南予に分けて編成する。
 - ロ. 同一職場で編成する場合、他の職域からの出場者は認めない。
5. A選手が、B, Cチームに関連する場合の決定は、両チームの監督同士、もしくは会長、理事長をまじえて円満にする。
6. 一つのクラブで、2チーム以上参加する場合は、A・B・C・・・の順に強いチームを組むこと。またA(上位チーム)の選手は、B・C(下位チーム)等の補欠に入れる事はできない。

(罰則)

第6条 参加資格・チーム編成に違反した虚偽申請、申込本人以外の出場(不正出場)は認めない。出走前に違反が認められた場合、該当選手は出場取り消しとする。但し、当日の選手変更(補欠との入替)は可能。出走後違反が認められた時は、チーム出場失格とし、次回大会の出場についても総会で協議の上、出場停止とする。

(部門)

第7条

1. 男子は、1部～4部に部門別けを行う。出場部門は、前回大会の結果を元に総会にて区分する。女子は参加チームが少ないことから1部門とする。
2. 前回大会のチーム内の順位がAよりBが上位であっても、上位よりA・B・C・・・の順に割り当てる。
3. 1大会欠場または途中棄権したチームは、次大会は同部門とする。2大会欠場または初出場のチームは4部とする。

(委任)

第8条 この内規に定めない事項は、理事会を経て、会長が別に定める。

(変更)

第9条 この内規は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

(個人情報)

第10条 取り扱う個人情報は厳重に扱い、本大会の運営目的外利用はしてはいけない。

【別表】チーム名称基準

No.	区分	基準
1	地域愛好者	・地域名を付けた名称にする。地域名と関連の無い名称はいけない。
2	公共機関内愛好者	・公共機関名の後に〇〇〇クラブ・〇〇〇会と付ける。
3	学校内愛好者	・学校名の後に〇〇クラブ・〇〇会・〇〇RC等と付ける。 例:〇〇高教員クラブ(名称が長くなる為、“校”は除く。) ・学校職員を含める場合は、教職員とする。 例:〇〇高教職員クラブ(名称が長くなる為、“校”は除く。)
4	会社内愛好者 事業所愛好者 店内愛好者	・会社名, 事業所名, 店名は使用できない。地域名が分かる名称にする。地域名と関連の無い名称はいけない。